

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管 都道府県所管の区分	応札・応募者数	
重度運動障害者向け欲求推測システムの開発に関する研究開発	支出負担行為担当 四国総合通信局長 村松 茂 愛媛県松山市味酒町2-14-4	平成31年4月1日	株式会社デジタルピア 愛媛県松山市天山1-14-23-1	4500001005571	会計法29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において、広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	-	5,616,000円	-					
血圧波形を用いた心臓補助診断プログラム新規開発とICTネットワークによる臨床地域予防体制の確立に関する研究開発	支出負担行為担当 四国総合通信局長 村松 茂 愛媛県松山市味酒町2-14-4	平成31年4月1日	国立大学法人香川大学 香川県高松市幸町1-1	747000001659	会計法29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において、広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	-	10,218,000円	-					
土地建物賃貸借(電気通信設備設置)	支出負担行為担当 四国総合通信局長 村松 茂 愛媛県松山市味酒町2-14-4	平成31年4月1日	電気通信設備等の安全を確保するため契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。	-	会計法29条の3第4項 不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。	-	1,550,880円	-					
入退館システム等保守業務請負	支出負担行為担当 四国総合通信局長 村松 茂 愛媛県松山市味酒町2-14-4	平成31年4月1日	株式会社クマヒラ松山営業所 愛媛県松山市本町5-5-1	1010001108872	会計法29条の3第4項 入札参加の意思を関係業者に確認したところ、1者のみの入札参加の意思であったことから、他の競争者を募るため、公募公告を平成31年2月27日から平成31年3月1日まで実施したが、1者のみの応募であり、一般競争に付することが不可能であることから、会計法29条の3第4項により随意契約を行うこととした。	-	1,820,000円	-					
四国総合通信局新庁舎空調・衛生設備等維持管理業務請負	支出負担行為担当 四国総合通信局長 村松 茂 愛媛県松山市味酒町2-14-4	平成30年11月30日	アズビル株式会社中四国支店 広島県広島市東区光町1-10-19	901000109367	会計法29条の3第4項 入札参加の意思を関係業者に確認したところ、1者のみの入札参加の意思であったことから、他の競争者を募るため、公募公告を平成30年11月18日から平成30年11月28日まで実施したが、1者のみの応募であり、一般競争に付することが不可能であることから、会計法29条の3第4項により随意契約を行うこととした。	-	4,750,920円	-					
四国総合通信局新庁舎における総務省LANの無線LAN接続環境の整備に係る工事の請負	支出負担行為担当 四国総合通信局長 村松 茂 愛媛県松山市宮田町8-5	平成30年11月20日	新日鉄住金ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15	9010001045803	会計法29条の3第4項 入札参加の意思を関係業者に確認したところ、1者のみの入札参加の意思であったことから、他の競争者を募るため、公募公告を平成30年10月24日から平成30年11月7日まで実施したが、1者のみの応募であり、一般競争に付することが不可能であることから、会計法29条の3第4項により随意契約を行うこととした。	-	6,112,800円	-					
高性能校正機器の移設の請負	支出負担行為担当 四国総合通信局長 村松 茂 愛媛県松山市宮田町8-5	平成30年10月26日	ローデ・シュルツ・ジャハン株式会社 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-11	3011101033360	会計法29条の3第4項 入札参加の意思を関係業者に確認したところ、1者のみの入札参加の意思であったことから、他の競争者を募るため、公募公告を平成30年9月18日から平成30年9月28日まで実施したが、1者のみの応募であり、一般競争に付することが不可能であることから、会計法29条の3第4項により随意契約を行うこととした。	-	2,214,000円	-					
短波監査装置の移設工事の請負	支出負担行為担当 四国総合通信局長 村松 茂 愛媛県松山市宮田町8-5	平成30年10月19日	JRCS株式会社 東京都港区西新橋1-13-1	5250001006140	会計法29条の3第4項 入札参加の意思を関係業者に確認したところ、1者のみの入札参加の意思であったことから、他の競争者を募るため、公募公告を平成30年9月19日から平成30年10月1日まで実施したが、1者のみの応募であり、一般競争に付することが不可能であることから、会計法29条の3第4項により随意契約を行うこととした。	-	1,944,000円	-					
四国総合通信局の移転に伴う電気通信行政情報システム等に係る移設等の請負	支出負担行為担当 四国総合通信局長 村松 茂 愛媛県松山市宮田町8-5	平成30年10月10日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市味酒町1-3	7010401022916	会計法29条の3第4項 入札参加の意思を関係業者に確認したところ、1者のみの入札参加の意思であったことから、他の競争者を募るため、公募公告を平成30年9月4日から平成30年9月17日まで実施したが、1者のみの応募であり、一般競争に付することが不可能であることから、会計法29条の3第4項により随意契約を行うこととした。	-	2,030,400円	-					
中波帯及び短波帯用受信用空中線の設置並びに汎用型空中線基地の設置工事	支出負担行為担当 四国総合通信局長 村松 茂 愛媛県松山市宮田町8-5	平成30年9月28日	電気興業株式会社広島支店 四国営業所 愛媛県松山市山越2-1-28	4010001008723	会計法29条の3第4項 入札参加の意思を関係業者に確認したところ、1者のみの入札参加の意思であったことから、他の競争者を募るため、公募公告を平成30年8月20日から平成30年8月30日まで実施したが、1者のみの応募であり、一般競争に付することが不可能であることから、会計法29条の3第4項により随意契約を行うこととした。	-	4,633,200円	-					
四国総合通信局の移転に伴う総務省LANシステムの移設等の請負	支出負担行為担当 四国総合通信局長 村松 茂 愛媛県松山市宮田町8-5	平成30年9月11日	新日鉄住金ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15	9010001045803	会計法29条の3第4項 入札参加の意思を関係業者に確認したところ、1者のみの入札参加の意思であったことから、他の競争者を募るため、公募公告を平成30年8月9日から平成30年8月22日まで実施したが、1者のみの応募であり、一般競争に付することが不可能であることから、会計法29条の3第5項により随意契約を行うこととした。	-	14,580,000円	-					
四国総合通信局の新庁舎で使用する電気の調達	支出負担行為担当 四国総合通信局長 村松 茂 愛媛県松山市宮田町8-5	平成30年8月2日	四国電力株式会社愛媛支店 愛媛県松山市浜町6-6-2	9470001001933	会計法29条の3第4項 入札参加の意思を関係業者に確認したところ、1者のみの入札参加の意思であったことから、他の競争者を募るため、公募公告を平成30年7月6日から平成30年7月17日まで実施したが、1者のみの応募であり、一般競争に付することが不可能であることから、会計法29条の3第4項により随意契約を行うこととした。	-	7,848,255円	-					単価契約
重度運動障害者向け欲求推測システムの開発に関する研究開発	支出負担行為担当 四国総合通信局長 吉武 久 愛媛県松山市宮田町8-5	平成30年6月1日	株式会社デジタルピア 愛媛県松山市天山1-14-23-1	4500001005571	会計法29条の3第4項 本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において、広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	-	1,976,000円	-					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。